

改正前	改正後
<p>地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて</p>	<p>地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて</p>
<p>(昭和27年9月29日 自乙発第245号)</p> <p>改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号  昭和28年12月 2日自乙発第885号  昭和29年 8月21日自乙発第68号  昭和35年 6月14日自乙発第1号  昭和36年 6月29日自乙発第2号  昭和38年11月28日自乙発第7号  昭和40年 1月16日自治企一第4号  昭和41年 7月 5日自治企一第105号  昭和42年 2月 8日自治企一第19号  昭和44年10月21日自治企一第80号  昭和45年10月15日自治企一第80号  昭和51年11月26日自治企一第169号  昭和58年 1月17日自治企一第2号  昭和61年 5月30日自治企一第62号  平成元年 7月12日自治企一第78号  平成3年 4月 2日自治企一第37号  平成7年 6月15日自治企一第55号  平成10年10月 5日自治企一第88号  平成21年 4月 1日総財公第40号</p>	<p>(昭和27年9月29日 自乙発第245号)</p> <p>改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号  昭和28年12月 2日自乙発第885号  昭和29年 8月21日自乙発第68号  昭和35年 6月14日自乙発第1号  昭和36年 6月29日自乙発第2号  昭和38年11月28日自乙発第7号  昭和40年 1月16日自治企一第4号  昭和41年 7月 5日自治企一第105号  昭和42年 2月 8日自治企一第19号  昭和44年10月21日自治企一第80号  昭和45年10月15日自治企一第80号  昭和51年11月26日自治企一第169号  昭和58年 1月17日自治企一第2号  昭和61年 5月30日自治企一第62号  平成元年 7月12日自治企一第78号  平成3年 4月 2日自治企一第37号  平成7年 6月15日自治企一第55号  平成10年10月 5日自治企一第88号  平成21年 4月 1日総財公第40号  <u>平成23年 8月30日総財公第103号</u></p>
<p>地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号。以下「施行規則」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年12月28日政令第397号。</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号。以下「施行規則」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年12月28日政令第397号。</p>

以下「健全化法施行令」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。)に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

## 記

### 第三節 財務に関する事項

#### 三 計理の方法

(二)

2 資本の金額は、資産の金額から負債(建設又は改良に要する経費に充てるために発行する企業債は含まない。)の金額を控除した額とし、資本金及び剰余金に分け、さらに資本金は、自己資本金(法適用の際における当該地方公営企業の固有の資本金のほか、法第17条の2第1項又は法第18条第1項の規定に基づく出資及び施行令第25条第1項から第3項まで又は地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74号。以下「再評価規則」という。)第11条の規定による組入額)及び借入資本金(建設又は改良に要する資金に充てるための企業債及び一般会計等からの長期借入金)に、剰余金は、資本剰余金(工事寄附金、再評価積立金等)及び利益剰余金(企業経営上の利益金)に区分するものとする(施行令第15条)。

#### 六 予算

(二)

1

(14) 予算様式第4条本文かっこ書中何々には、利益剰余金のうち、既に法定積立金及び任意積立金として処分済のものであって、本年度において資本的支出の財源として取り崩す予定のもの等を掲げるものであること。(略)

#### 十一 剰余金

(一) 地方公営企業の財政的基礎を確立し、健全な運営を行うため、公営企業会計において毎事業年度利益を生じた場合においては、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめた後の残額(前事業年度から繰り越した欠損金がないときは、その利益の額。以下「欠損金補てん残額」という。)の20分の1を下らない金額を次に掲げる区分に従

以下「健全化法施行令」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。)に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

## 記

### 第三節 財務に関する事項

#### 三 計理の方法

(二)

2 資本の金額は、資産の金額から負債(建設又は改良に要する経費に充てるために発行する企業債は含まない。)の金額を控除した額とし、資本金及び剰余金に分け、さらに資本金は、自己資本金(法適用の際における当該地方公営企業の固有の資本金のほか、法第17条の2第1項又は法第18条第1項の規定に基づく出資及び施行令第25条第1項及び

第2項

の規定による組入額)及び借入資本金(建設又は改良に要する資金に充てるための企業債及び一般会計等からの長期借入金)に、剰余金は、資本剰余金(工事寄附金、再評価積立金等)及び利益剰余金(企業経営上の利益金)に区分するものとする(施行令第15条)。

#### 六 予算

(二)

1

(14) 予算様式第4条本文かっこ書中何々には、利益剰余金のうち、既に積立金として処分済のものであって、本年度において資本的支出の財源として取り崩す予定のもの等を掲げるものであること。(略)

#### 十一 剰余金

(一) 毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめるものであること(法第32条第1項)

つて減債積立金又は利益積立金として積み立てるものであること(法第32条第1項)。

1 事業年度末日において企業債を有する地方公営企業は、欠損金補てん残額の20分の1を下らない金額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないものであること(施行令第24条第1項)。

2 事業年度末日において企業債を有しない地方公営企業及び企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた地方公営企業は、欠損金補てん残額の20分の1を下らない金額を利益積立金として積み立てなければならないものであること(施行令第24条第2項)。

3 当該事業年度において欠損金補てん残額の20分の1を下らない額を減債積立金として積み立てた場合において減債積立金の積立額が企業債の額を超えることとなる企業にあっては、欠損金補てん残額の20分の1を下らない額の一部を企業債の額に達するまで減債積立金として企業債の額を超えることとなる部分に相当する額を利益積立金として積み立てなければならないものであること(施行令第24条第1項及び第2項)。

4 減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある地方公営企業は、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができるものであること(施行令第24条第3項)。

5 減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができないものであること(法第32条第3項)。

6 利益積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができないものであること(法第32条第4項)。

(二) 特定目的のための積立金

1 減債積立金又は利益積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、議会の議決を経て処分するものとし(法第32条第2項)、この利益の処分として企業内部に特定目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならないものであること(施行令第24条第4項)。

2 特定目的のため積み立てた積立金をその目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならないものであること(施行令第24条第5項)。

(三) 資本剰余金

1 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならないものであること(法第32条第5

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(二) 特定目的のための積立金

1 前事業年度から繰り越した欠損金をうめ、なお利益に残額があるときの利益の処分は、条例又は議会の議決により行うものであること(法第32条第2項)。なお、この利益の処分として企業内部に特定目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならないものであること(施行令第24条第1項)。

2 特定目的のため積み立てた積立金をその目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならないものであること(施行令第24条第2項)。

(三) 資本剰余金

毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例又は議会の議決により行うものであること(法第32条第3項)。

項)。

2 資本剰余金は十二の(-)により欠損金をうめる場合及び3により損失をうめる場合を除くほか、使用することができないものであること(法第32条第6項並びに施行令第24条の2及び第24条の3第2項ただし書)。

3 地方公営企業の固定資産で、資本剰余金に整理すべき資金(資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(物件にあつては、その適正な見積価格をいう。)をいう。)をもって取得したもので、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合に、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して、減価償却を行わなかったことにより生じた損失をうめることができるものであること(施行令第24条の2並びに施行規則第8条第4項、第9条第3項及び第11条の2)。

## 十二 欠損の処理

(-) 毎事業年度欠損を生じた場合においては、第一に前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもって、第二には利益積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは翌年度に繰り越すものであること(法第32条の2並びに施行令第24条の3第1項及び第2項)。

この場合において、利益の処分として特定目的のため積み立てた積立金又は資本剰余金があるときは欠損金の残額を繰り越すことなく、議会の議決を経て特定目的のための積立金をもって欠損金をうめ、なお残額があるときは繰り越すか又は議会の議決を経て資本剰余金(十一の(三)の3により取り崩すことができる部分を除く。)をもってうめ、なお残額があるときは、これを翌事業年度へ繰り越すことができるものであること(施行令第24条の3第2項ただし書)。

## 十三 自己資本金への組み入れ

(-) 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること(施行令第25条第1項)。

(-) 建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること(施行令第25

(削除)

(削除)

## 十二 資本金の額の減少

資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができるものであること(法第32条第4項)。

## 十三 欠損の処理

(-) 毎事業年度欠損を生じた場合において、前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもって欠損金をうめるものであること(法第32条の2)。

## 十四 自己資本金への組み入れ

(削除)

(-) 建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること(施行令第25

条第2項)。

(三) 利益剰余金の処分として積み立てた積立金を使用して借入資本金である一般会計等からの長期借入金に相当する金額を償還した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること(施行令第25条第3項)。

(四) 地方公営企業の資産について再評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価格を控除した額(再評価差額)のうち、再評価日現在における繰越欠損金の補てんに充てた残額は再評価積立金として資本剰余金に整理するものであるが、この再評価積立金については、再評価を行った翌々事業年度の末日後において自己資本金に組み入れることができるものであること(再評価規則第10条及び第11条)。

#### 十四 資産の再評価

地方公営企業の資産は、地方公営企業以外の企業について法の規定の全部若しくは財務規定等を適用することとなった場合又は新たに地方公営企業となったものについて法の規定を適用することとなった場合で、かつ、昭和27年3月31日以前に取得した資産を有するときは、適正な減価償却の基礎を確立するための再評価を行わなければならないものとされているものであること(法附則第2項、施行令附則第5項、第6項及び第11項)。その細目については施行令附則第5項から第13項までに規定するとともに、別に再評価規則に定めているものであること。(略)

#### 十五 資産の評価基準

#### 十六 減価償却

#### 十七 経理状況の報告

#### 十八 資産の取得、管理及び処分

#### 十九 契約

#### 二十 公金の徴収又は収納の委託

#### 二十一 職員の賠償責任

第五節 一部事務組合及び広域連合に関する特例に関する事項

#### 一 組織に関する特例

(四) 企業団には、その経営する企業の適切な運営を期するため、監査委員を置き、その定数は企業団の規約で定めるところにより2人又は1人とし、監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任するものであること(法第

条第1項)。

(二) 企業債償還のための積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合又は利益剰余金の処分として積み立てた積立金を使用して借入資本金である一般会計等からの長期借入金に相当する金額を償還した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること(施行令第25条第2項)。

(削除)

#### 十五 資産の再評価

地方公営企業の資産は、地方公営企業以外の企業について法の規定の全部若しくは財務規定等を適用することとなった場合又は新たに地方公営企業となったものについて法の規定を適用することとなった場合で、かつ、昭和27年3月31日以前に取得した資産を有するときは、適正な減価償却の基礎を確立するための再評価を行わなければならないものとされているものであること(法附則第2項、施行令附則第5項、第6項及び第11項)。その細目については施行令附則第5項から第13項までに規定するとともに、別に地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74号)に定めているものであること。(略)

#### 十六 資産の評価基準

#### 十七 減価償却

#### 十八 経理状況の報告

#### 十九 資産の取得、管理及び処分

#### 二十 契約

#### 二十一 公金の徴収又は収納の委託

#### 二十二 職員の賠償責任

第五節 一部事務組合及び広域連合に関する特例に関する事項

#### 一 組織に関する特例

(四) 企業団には、その経営する企業の適切な運営を期するため、監査委員を置き、監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任するものであること(法第

39条の2第5項及び第6項)。なお、監査の対象が、専ら企業の経営に関する事務のみを共同処理する企業団であるから、必ずしも常勤の監査委員を置くこととする必要はなく、また、当該企業団を組織する地方公共団体の監査委員に兼務させることも差し支えないものであること。

(五) 企業団の議会の議員の定数は、地方公営企業の能率的運営確保の見地から必要最小限にとどめるものとし、15人を超えることができないものであること。ただし、その経営する事業が大規模である企業団にあつては、その事業規模に応じて、施行令第26条の7に定める基準により、30人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができるものであること(法第39条の2第7項)。

(六) 監査委員及び議会の補助組織の職員については、原則として企業職員のほかに選任の職員を置くことなく、企業職員に監査委員等の補助組織の職員を兼ねさせることが適当であること。

(七) 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合の名称は、広域連合企業団とし、広域連合企業団の長の下に地方公営企業の管理者を置くものであること。ただし、条例で定めるところにより、管理者を置かないことができるものであること(法第39条の2第8項及び第7条ただし書)。

(八) 企業団の監査委員及び議会の議員の定数等に関する規定(法第39条の2第5項から第7項まで)は、広域連合企業団について準用されないため、これらの事項については、当該広域連合企業団の規約において定められるべきものであること。

39条の2第5項( )。また、監査の対象が、専ら企業の経営に関する事務のみを共同処理する企業団であるから、必ずしも常勤の監査委員を置くこととする必要はなく、        当該企業団を組織する地方公共団体の監査委員に兼務させることも差し支えないものであること。

(削除)

(五) 監査委員及び議会の補助組織の職員については、原則として企業職員のほかに選任の職員を置くことなく、企業職員に監査委員等の補助組織の職員を兼ねさせることが適当であること。

(六) 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合の名称は、広域連合企業団とし、広域連合企業団の長の下に地方公営企業の管理者を置くものであること。ただし、条例で定めるところにより、管理者を置かないことができるものであること(法第39条の2第6項及び第7条ただし書)。

(削除)